埼玉県東松山地方庁舎
自動販売機設置事業者募集要項

埼玉県では、県有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と県有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

１　目的

県有財産の有効活用を図り、県の自主財源の確保及び設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

２　応募資格要件

「令和７・８年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和８・９年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に応募者が登載されていること。

３　募集事項等

（１）自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

（２）貸付場所及び面積(設置台数)

物件番号	財産名称	所　在　地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	埼玉県 東松山 地方庁舎	東松山市六軒町 ５番地１	１階通路 (配置図①)	1.90m×1.10m 2.09 ㎡	１台

※　貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※　管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。

（３）貸付期間

令和９年２月１日から令和１３年３月３１日まで(更新なし)。

本公募要項において設置が決定し・契約した事業者は、埼玉県と協議の上、原則として令和９年２月１日（月）から令和９年２月８日（月）（土曜日、日曜日を除く）までの間に自動販売機を設置する。

（４）貸付条件等

別添仕様書による。

（５）注意事項

ア　参考データ

自動販売機の設置済み場所の年間売上本数

物件番号	設置場所	種　　別	令和７年度売上本数 (R.7.4.1～R8.3.31)	直近の売上本数 (R8.4.1～R8.9.30)
１	埼玉県 東松山地方 庁舎１階	飲料水（缶・ペットボトル）	２，２２８本	１，４２０本

イ　東松山地方庁舎の状況について

約１００名の職員（非常勤職員を含む）が勤務する庁舎です。

入口は１階西側正面玄関のほか東側は各階とも外階段及び外付け昇降機により直接出入りできます。西側正面玄関からの来庁者は自動販売機の脇を通り、庁舎内の階段を利用して２階及び３階に向かいます。

４　応募手続

（１）参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等（エに掲げる書類）を提出するものとする。

ア 提出期間

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１１月２７日（金）１７時まで

※郵送の場合は当日消印有効

イ 提出方法

電子メール又は郵送

※郵送の場合、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出すること。なお、郵送に係る事故により、参加申し込みができなかった場合でも、県は責任を負わない。

ウ 提出先

埼玉県東松山県税事務所　〒３５５－００２４　東松山市六軒町５番地１

総務担当

電話：０４９３－２３－８９４６

（メール提出先）s238525@pref.saitama.lg.jp（代表）

（メール件名）【応募者名】「東松山県税事務所」自動販売機設置事業者参加申込

エ　提出書類

	提出書類	提出部数
①	参加申込書（様式第１号）	１部
②	賃貸借料提案書（様式第２号）	１部
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第３号）	１部
④	設置する自動販売機のカタログ　＊	
⑤	自動販売機設置事業者登録書（写）	１部

＊設置する自動販売機が特定できるようカタログに明記しておくこと。

（２）賃貸借料提案書（様式第２号）に記載する金額

記載する金額は、年額とする。

設置予定事業者決定に当たっては、賃貸借料提案書（様式第２号）に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

（３）提出書類に関する留意事項

ア 応募者が提出した書類は返却しない。

イ 応募者が提出した書類は提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、県から補正を求められた場合は、この限りでない。

ウ 選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

エ 次に掲げる場合に該当する応募は無効とする。

（ア）応募者が提出した書類に虚偽の記載をしたとき

（イ）応募者が法令又は本募集要項の規定に違反したとき

５　設置予定事業者の決定方法等

（１）設置予定事業者の決定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア　賃貸借料提案書（様式第２号）に記載された金額が、埼玉県財務規則（昭和３９年規則第１８号）第１０３条の規定に基づいて定められた予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額以上の価格であること。

イ　自動販売機設置に係る提案書（様式第３号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

（２）総得点の算定方法

総得点　＝　内容点　＋　価格点

【評価項目及び評価点】

		評価項目	評価の視点	配点
内容点	1	社会貢献度	県事業への人的支援、寄附（物品の提供や県設置基金への寄附を含む。）、協定に基づく協力体制など	２０点
	2	自動販売機機能、提案	環境配慮・リサイクル啓発の提案、リサイクル率を高めるための提案など 電子マネー対応、災害時に飲料提供が可能な防災対策機能などの附加機能	１０点
	3	商品内容	県産品の取扱い、環境配慮を考慮した商品構成提案（リサイクル100%ペットボトル、ペットボトル飲料の構成比率など）	１０点
	小計点			４０点
価格点	提案価格		提案賃貸借料に基づき算定	６０点
総得点				１００点

※　内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点第１位までを有効とし、小数点第２位で四捨五入する。

※　総得点の最も高い者が２者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い２者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

（３）審査の方法

本件に係る落札者を決定するに当たり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

（４）設置予定事業者の決定時期

選定は、令和８年１２月中旬に行う予定である。

（５）選定結果の通知

令和８年１２月２２日（火）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

（６）設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

（7）設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について本事務所のホームページに掲載するものとする。

・公募自動販売機数

・公募参加者数

・設置事業者決定日

・設置事業者名

・設置事業者の総合評価得点（総得点）

6　無効な応募等

（1）次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア　不正行為による応募

イ　賃貸借料提案書の金額、氏名又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

ウ　賃貸借料提案書の記名、封筒への割印または署名を欠くもの及び金額を訂正したもの

エ　参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

オ　その他募集に関する規定等に違反した応募

（2）その他

設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることがある。

7　契約

（1）別添契約書のとおりとする。

（2）設置予定事業者は令和９年１月８日（金）までに、契約書に記名押印のうえ県に提出し、県と県有財産賃貸借契約を締結する。

（3）埼玉県財務規則（昭和３９年規則第１８号）第８１条の規定に基づいて契約保証金を徴収する場合がある。

8　設置予定事業者の決定取消し等

（1）次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア　7（2）に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ　応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
ウ　設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
エ　著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本県が判断したとき

（２）（１）により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、設置予定事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う（予定価格以上の者）。

９　質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は、次による。

（１）質問の方法

質問は必要最小限とすることとし、令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１３日（金）正午までに、質問書（様式第４号）の様式を使用し、下記提出先に電子メールを送信して行うものとする。

（メール提出先）s238525@pref.saitama.lg.jp（代表）

（メール件名）【応募者名】「東松山県税事務所」自動販売機設置事業者質問

また、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

（２）質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和８年１１月１９日（木）までに本事務所のホームページに掲載する。

１０　その他

（１）本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、及び埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）の定めるところによる。

（２）本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。

（３）申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置並びに現に受けている行政財産使用許可の取消及び県有財産賃貸借契約等の解除を行うことがある。

（４）自動販売機設置に係る契約書等の文書は、埼玉県情報公開条例（平成１２年１２月２６日条例第７７号）に基づく情報公開請求等により第三者へ公開する場合がある。

１１　問い合わせ先

東松山市六軒町５番地１
埼玉県東松山県税事務所総務担当（近藤）

ＴＥＬ　：０４９３―２３―８９４６
ＦＡＸ　：０４９３―２３―７９２１
E-mail　：s238525@pref.saitama.lg.jp